

# 大平山丸山町内会防災部規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、大平山丸山町内会規約第 2 条 第 1 項 第 3 号に基づき、大平山丸山町内会（以下「当町内会」という。）に防災部を設け、その運営及び組織・体制について必要な事項を定め、大規模災害（地震、風水害等。以下「大規模災害」という。）による被害の防止・軽減を図り、当町内会住民及び隣接する地域住民の安全を確保することを目的とする。

## (防災部の所在地)

第 2 条 防災部の事務所は、寺分二丁目 1 0 番 1 号の町内会館内に置き、大規模災害時の本部とする。

## (業務)

第 3 条 防災部は、大規模災害発生時における、自治のための応急活動の指揮権を有し、目的を達成するため次の業務を行う。

(1) 大規模災害発生時に防災本部を設置し、情報収集・伝達、初期消火、安否確認、救出・救護搬送等の応急活動を行う。

(2) その他大規模災害発生時における必要な業務を行う。

2 前項の業務達成のため、平常時においては、以下の業務を行う。

(1) 大規模災害発生を想定した防災体制の確立。

(2) 自主防災マニュアル策定・維持管理。

(3) 大規模災害に対する被害軽減を図る防災知識の普及及び防災訓練の計画・実施。

(4) 防災機材の整備・保管。

(5) 町内会住民の現状把握とその検討・検証による大規模災害発生時対策に関する業務。

(6) 大規模災害時、要支援者の支援体制確立・推進。

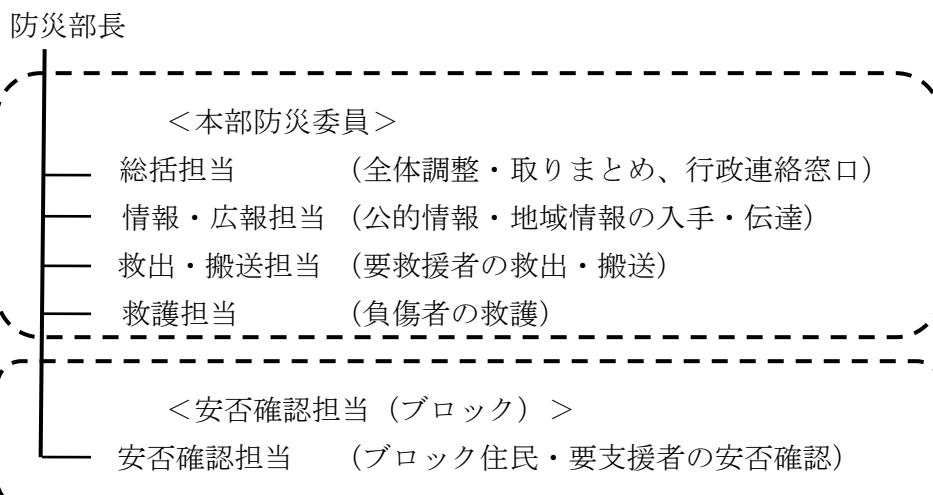
(7) 大規模災害に関する行政機関との報告・連絡・相談・要請等の連携・連帯性の維持。

## (構成員・組織)

第 4 条 防災部は当町内会住民をもって構成する。

2 防災部に以下の組織を置く。

<組織体制図>



## (防災委員)

第 5 条 防災部に次の防災委員を置く。

- (1) 部長 (町内会長) 1 名
  - (2) 副部長 複数名
  - (3) 本部防災委員
    - ①町内会役員
    - ②各ブロック毎に 1 名以上
    - ③民生委員児童委員
    - ④防犯パトロール隊長
  - (4) 安否確認担当 (ブロック別) 各班 2 名以上
- 上記 (2) (3) (4) は、部長が指名する。

- 2 防災委員の任期は原則 2 年とし、再任を妨げない。任期途中での退任による後任者の任期は、原則として、前任者の残任期間とする。ただし、部長 (町内会長) 及び町内会役員の任期は町内会規約による。

## (防災委員の役割)

第 6 条 防災委員の役割は次のとおりとする。

- (1) 部長
  - ①平常時
    - ・防災部業務を総括するとともに、必要に応じ委員会、作業部会等を設置し、業務遂行に関する検討を行う。
    - ・防災訓練の実施を決定する。
  - ②大規模災害発生時
    - ・自身及び家族並びに近隣の安否を確認次第、本部に駆けつける。
    - ・防災本部の設置を決定する。
    - ・防災委員・住民に対して役割分担の決定及び指揮を行う。
- (2) 副部長
  - ①平常時
    - ・部長を補佐し、部長の指示のもと、防災体制の各業務を行う。
  - ②大規模災害発生時
    - ・自身及び家族並びに近隣の安否を確認次第、本部に駆けつける。
    - ・部長が不在の時は、予め定めた順位に基づき、その職務を代行する。
- (3) 本部防災委員
  - ①平常時
    - ・部長の指示のもと、防災体制の担当業務を行う。
    - ・同一担当の本部防災委員のうち 1 名を担当リーダーとする。担当リーダーは担当業務を取りまとめる。
    - ・町内会役員の内、防災担当の役員は、防災部に関する事務を担当する。
  - ②大規模災害発生時
    - ・自身及び家族並びに近隣の安否を確認次第、本部に駆けつける。
    - ・部長・副部長が不在のときは予め定めた順位に基づき部長職務を代行する。

(4) 安否確認担当

①平常時

- ・同一ブロック内の安否確認担当のうち1名を当該ブロックの安否確認担当リーダーとし、若干名を安否確認担当サブリーダーとする。
- ・安否確認担当リーダーはブロック内の安否確認に関する情報の取りまとめ並びに防災本部との連絡役を担う。
- ・安否確認担当サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーが活動できない場合はその役割を代行する。

②大規模災害発生時

- ・自身及び家族並びに近隣の安否を確認次第、担当ブロック内住民の安否確認活動を行う。

(5) 各担当の活動要領は、別途定める自主防災マニュアルによる。

(防災リーダー会)

**第 7 条** 防災部に防災リーダー会を置く。防災リーダー会は次の防災委員で構成する。

- (1) 部長、副部長
- (2) 本部防災委員各担当リーダー
- (3) 民生委員児童委員リーダー
- (4) 町内会役員（防災担当）
- (5) 各ブロックの安否確認担当リーダー

2 防災リーダー会の運営は以下による。

- (1) 防災計画を立案し町内会役員会に付議し承認を得る。
- (2) 防災部の運営に必要な事項を決議し、町内会役員会に付議し承認を得る。
- (3) 町内会役員会で承認を得た事項は、必要に応じ町内住民に周知を図り、防災部の目的達成に資する。
- (4) 定例的に開催する。部長は必要に応じ臨時防災リーダー会を招集することができる。

(経費)

**第 8 条** 防災部運営に要する費用は、当町内会の予算に計上する。

(規程改廃)

**第 9 条** この規程の改廃は、当町内会役員会に付議し議決により行う。

付則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から実施する。

参考事項

昭和58年	7月	1日	制定
平成15年	11月	1日	改訂
平成22年	2月	1日	改訂
平成28年	1月	1日	改訂
令和2年	4月	1日	改訂